

後期高齢者医療保険
「黄色の封筒で郵送」

75歳以上の方と65歳以上で一定の障害により県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方が対象です。

保険証には、8月1日に判定した、1割または3割の負担割合が記載されます。(表1)

※新しい保険証の有効期限は、令和4年9月30日までです。

国民健康保険

国民健康保険被保険者証
兼高齢受給者証

「世帯主に水色の封筒で郵送」

70歳から74歳の方へ送付する国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証には、医療費の負担割合が記載されており、2割または3割に区分されています。(表1)

国民健康保険の負担割合が
2割になる可能性がある方へ

70歳以上の方で、負担割合が3割の判定となった方のうち、2割に変更となる可能性がある方(表1)へ、手続きに関する案内を送付していますので、同封の説明文を参照し手続きをしてください。

(表1) 負担割合の判定基準

【国民健康保険】		国民健康保険の負担割合	
同一世帯の70歳以上75歳未満の被保険者の市民税課税所得の金額	負担割合		
145万円以上	3割		
145万円未満	2割		
【後期高齢者医療保険】 ※令和4年9月30日まで		国民健康保険の負担割合	
同一世帯の後期高齢者医療被保険者の市民税課税所得の金額	負担割合		
145万円以上	3割		
145万円未満	1割		

市民税課税所得が145万円以上でも次の場合は、申請により負担割合が変わります。

同一世帯の被保険者および70歳以上の世帯員の収入合計	負担割合
複数世帯…520万円未満	2割(国保)
単身世帯…383万円未満	1割(後期)

(注1) 昭和20年1月2日以降に生まれた70歳以上の被保険者の属する世帯の基礎控除後の課税所得額の合計額が210万円以下の場合も「一般」と判定し2割負担になります。

(注2) 単身世帯とは、同一世帯の被保険者が1人の世帯。複数世帯とは、同一世帯に被保険者が2人以上いる世帯です。また、70歳以上の世帯主とは令和4年8月1日時点で70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の方です。なお、国民健康保険の方で世帯に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合は、その方の収入も含めて520万円未満となります。

(注3) 課税所得とは、地方税法上の扶養控除など各種控除後の所得を指します。

(注4) 収入とは、「市民税の課税所得額の計算上収入金額とすべき収入」を指します。(例) 令和4年8月～令和5年7月の判定…令和3年中(1月～12月)の収入であり、令和4年1月1日の属する年度分の地方税法の規定による市民税の課税所得額の計算上収入額とすべき金額。(事業・不動産などの収入も含む)

(表2) 限度額認定証(認定証)自己負担限度額・標準負担額一覧

(国民健康保険、後期高齢者医療以外の保険に加入されている方はこの表と異なる場合があります)

70歳未満の方(国民健康保険被保険者)

区分	自己負担限度額(1カ月)	標準負担額(1食)	療養病床入院の場合の標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
基礎控除後の「総所得金額等」が901万円を超える世帯(認定証に「ア」と表記)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から140,100円となります。	460円	460円(※1)	370円
基礎控除後の「総所得金額等」が600万円を超え901万円以下の世帯(認定証に「イ」と表記)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から93,000円となります。			
基礎控除後の「総所得金額等」が210万円を超え600万円以下の世帯(認定証に「ウ」と表記)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から44,400円となります。			
基礎控除後の「総所得金額等」が210万円以下の世帯(認定証に「エ」と表記)	57,600円 ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から44,400円となります。			
市民税非課税世帯 同一世帯の世帯主、被保険者全員が市民税非課税の世帯(認定証に「オ」と表記)	35,400円 ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から24,600円となります。	210円 (長期入院該当160円※2)	210円	370円

70歳以上の方(国民健康保険被保険者)および後期高齢者医療被保険者

区分	自己負担限度額(1カ月)	標準負担額(1食)	療養病床入院の場合の標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
現役並み所得者 保険証の負担割合が3割	Ⅲ (認定証は不要) 課税所得690万円以上	460円	460円(※1)	370円
	Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満			
	Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満			
一般 保険証の負担割合が2割で市民税課税世帯(認定証は不要)	入院:57,600円 (4回目以降は、44,400円) 外来:18,000円 (8月～翌年7月の年間限度額は144,000円)			
市民税非課税世帯 低所得者Ⅱ 同一世帯の世帯主全員※3が市民税非課税(認定証に「区分Ⅱ」と表記)	入院:24,600円 外来:8,000円	210円 (長期入院該当160円※2)	210円	370円
低所得者Ⅰ 同一世帯の世帯主全員※3が市民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円で計算)を差し引いたときに0円となる方(認定証に「区分Ⅰ」と表記)	入院:15,000円 外来:8,000円	100円	130円 (高齢福祉年金受給者100円)	370円 (高齢福祉年金受給者0円)

※1 栄養士による食事療養が行われているなど、一定の要件を満たす届け出をしている医療機関に入院したとき。それ以外は、420円となります。
 ※2 過去12カ月で90日を超える入院があった場合に長期入院該当となります。
 ※3 国民健康保険の場合は、「同一世帯の世帯主および国民健康保険被保険者」となります。

7月下旬に郵送 8月からは新しい保険証で

後期高齢者医療被保険者証 だいたい色
国民健康保険被保険者証 青色
国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証 青色

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2141

新しい保険証を7月下旬に郵送します。8月に入っても届かない場合は、保健医療課まで問い合わせてください。有効期限の過ぎた古い保険証は、保健医療課または各支所に返却するか、ご自身で廃棄してください。また、新しい保険証の記載内容と事実と相違があれば、早めに届け出てください。

医療機関での支払いを軽減
限度額適用・標準負担額減額認定証

医療機関の窓口で保険証と一緒に提示することにより、食費や居住費の標準負担額、医療費の1カ月あたりの自己負担額が限度額までとなります。(表2)原則、申請した月の初日から適用されます。

認定証の交付を受けるには、申請が必要です。保健医療課または各支所で手続きをしてください。
 ※保険料に滞納がある方は認定できません。
 ※後期高齢者医療被保険者の認定証は、有効期限が令和5年7月31日までとなり、保険証の有効期限とは異なります。

申請手続きが必要な方

- 後期高齢者医療被保険者
- ・現役並み所得者(Ⅰ・Ⅱ)に該当する、今までに認定証の申請をしていない方
- ・市民税非課税世帯に属する、今までに認定証の申請をしていない方
- 国民健康保険被保険者
- ・70歳以上の被保険者で、現役並み所得者(Ⅰ・Ⅱ)の世帯の方および市民税非課税世帯の方(同一世帯の世帯主を含む)
- ・70歳未満の被保険者

申請が不要な方

後期高齢者医療被保険者で、今までに認定証の申請を行った方
 ※国民健康保険被保険者の方は、今までに申請をしても必要です。

長期入院に該当する方

過去12カ月の期間内の入院日数が合計90日を超え、その間が非課税世帯の場合は、標準負担額がさらに減額となります。(表2)

次の①または②に該当すると思われる方は、医療機関が発行した領収書など入院日数が確認できるものを持参して、7月29日(金)までに保健医療課または支所で申請してください。

- ①国民健康保険
- ②後期高齢者医療被保険者

認定区分が低所得者Ⅱの方

郵送時期・郵送方法

後期高齢者医療被保険者で申請が不要な方または6月中旬に新規申請をした方には、7月下旬に広域連合から保険証と一緒に認定証が郵送されます。国民健康保険被保険者と7月以降に申請した後期高齢者医療被保険者には、7月下旬以降に、市から認定証を郵送します。



国民健康保険

令和4年度の国民健康保険の保険料率が表のとおり決定しました。

納付通知書は7月中旬に世帯主宛てに送付します。世帯主が国民健康保険の加入者でない場合でも、納付義務者は世帯主となるため宛先は世帯主になります。このような世帯主を擬制世帯主といいます。

保険料の納付方法

【特別徴収（年金天引き）】

世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上で、次の要件を全て満たす場合、保険料が世帯主の年金から天引きされます。

①世帯主が国民健康保険加入者で年度内に75歳に到達しない。

②特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上である。

③世帯主の介護保険料が特別徴収されている。

④介護保険料との天引き額の合計が、年金受給額の2分の1以下である。

【普通徴収（納付書払い・口座振替）】

特別徴収の要件に該当しない方や国民健康保険に加入したばかりの方などは、納付書または口座振替で納付してください。

※特別徴収の対象となる方も、申し出をすれば口座振替で納付することができます（事前に金融機関での手続きが必要です）。



後期高齢者医療保険

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方（65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方を含む）を対象とした医療制度です。

保険料の決め方

後期高齢者医療制度では、被保険者一人一人が保険料を納めます。保険料額は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」の合計額になります。

保険料の納付方法

【特別徴収（年金天引き）】

次に該当する方が対象です。
①年金受給額が年額18万円以上の方

②介護保険料が特別徴収で、後期高齢者医療保険料と介



7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

保険料額の決定

※特別徴収の対象となる方も、申し出をすれば口座振替で納付することができます（事前に金融機関での手続きが必要です）。

【普通徴収（納付書払い・口座振替）】

次のいずれかに該当する方などが対象です。
①75歳になったばかりの方
②他市区町村から本市へ転入したばかりの方
③その他、特別徴収の事由に該当しない方

保険料額の決定

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

後期高齢者医療保険

後期高齢者医療（保険料の決め方）

$$\text{均等割額 } 45,840\text{円} + \text{※所得割額 } \text{所得割率}8.67\% = \text{年間保険料 (限度額66万円)}$$

所得割額 = (総所得金額等 - 基礎控除) × 0.0867

※総所得金額等とは、収入から控除額等を差し引いて算出される金額のことで、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額も総所得金額等に含まれます。

※基礎控除は、前年の合計所得金額から43万円を差し引いた金額です。(所得により例外もあります)

所得の低い方の軽減

○均等割額の軽減について

世帯内の被保険者と世帯主の前年所得の合計額 (部分)は年金・給与所得者★の数が2人以上の場合に計算します)	軽減後の均等割額
43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者等の数 - 1) 以下の場合	7割軽減 13,752円/年
43万円 + (28万5千円 × 世帯内の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者等の数 - 1) 以下の場合	5割軽減 22,920円/年
43万円 + (52万円 × 世帯内の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者等の数 - 1) 以下の場合	2割軽減 36,672円/年

★「年金・給与所得者」とは、給与所得または公的年金に係る雑所得がある方です。

④均等割額の軽減は、世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。ただし、次の①・②については所得割額で用いる総所得金額等とは取り扱いが異なります。

- ① 65歳以上の方で公的年金等控除の適用がある方は、公的年金等に係る所得から15万円を限度として控除します。ただし、障害認定(65歳)の被保険者で保険料算定に64歳時の所得・課税情報を使用する対象者は含まれません。
- ② 「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。

※後期高齢者医療制度加入直前に、国保および国保組合を除く健保組合等の被扶養者であった方については資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減となり、所得割額の負担はありません。ただし、表中の均等割額の7割軽減にも該当する方については、7割軽減が適用されます。

※軽減判定は、賦課期日(令和4年4月1日または資格取得日)時点で行われます。賦課期日後に世帯異動があった場合でも再判定は行いません。

※所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。

国民健康保険

○国民健康保険の保険料率

国民健康保険料は、医療分、後期高齢者支援金分(支援金分)および介護分で構成され、それぞれ所得割、均等割および平等割を合計した額が賦課されます。

	医療分 (加入者全員)	支援金分 (加入者全員)	介護分 (40歳から64歳の方)	計算方法
①所得割	6.86%	2.52%	2.04%	基準総所得金額 × 所得割率
②均等割	26,615円	9,607円	10,071円	均等割 × 世帯内の加入者数
③平等割	18,024円	6,506円	4,911円	1世帯当たりの金額
賦課限度額	650,000円	200,000円	170,000円	①から③の合計額の上限

※65歳以上の加入者は介護保険料個別納付になるため、介護分の負担はありません。

※所得割の算定に用いる「基準総所得金額」とは、令和3年中の総所得金額等から43万円を差し引いた金額です。ここでいう「総所得金額等」とは、給与所得や申告分離課税の配当所得などの各種所得の合計額で、各種所得控除を差し引く前の金額です(国民健康保険では退職所得は含みません)。所得割の算定では、雑損失の繰越控除の適用はありません。

○国民健康保険料の軽減

(1) 低所得世帯にかかる保険料の軽減

次の所得の世帯の方は、保険料の均等割額と平等割額が軽減されます。

擬制世帯主と国民健康保険加入者の令和3年中の総所得金額等の合計額	軽減割合
43万円以下の世帯 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割
43万円 + (28万5千円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	5割
43万円 + (52万円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	2割

※給与所得者等とは、給与所得者(給与収入55万円超え)と公的年金などの支給(60万円超え(65歳未満)または110万円超え(65歳以上))を受けるもの。

(2) 未就学児にかかる保険料の軽減

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、今年度より未就学児(平成28年4月2日以降生まれの方)にかかる保険料の均等割額が5割軽減されます。

所得の基準による均等割額の軽減	未就学児以外の方の均等割額軽減割合	未就学児の均等割額軽減割合
7割軽減世帯	7割	8.5割
5割軽減世帯	5割	7.5割
2割軽減世帯	2割	6割
軽減なし世帯	軽減なし	5割

※「(1)低所得世帯にかかる保険料の軽減」に該当する世帯は、軽減後の均等割額から5割軽減されます。

令和4年度 介護保険料決定

問い合わせ
市民税務課 ☎59-2128

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、3年ごとに改定が行われます。本市の令和3～5年度の介護保険料は表のとおりです。納入通知書は7月中旬に送付します。

保険料の納付方法

【特別徴収（年金天引き）】

特別徴収の対象となる年金を年額18万円以上受給している方は、原則として保険料が年金から天引きされます。

【普通徴収（納付書払い・口座振替）】
年金受給額が年額18万円未満の方や65歳になったばかりの方、他市区町村から本市へ転入したばかりの方などは、納付書または口座振替で納付してください。

第1号被保険者の介護保険料

段階	対象者	保険料率	年間保険料		
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方または生活保護を受給している方	0.30	17,586円		
第2段階	世帯全員が市民税非課税	80万円以下	本人の前年の合計所得金額（課税年金収入に係る雑所得を除く）と課税年金収入の合計		
第3段階		80万円超え 120万円以下		0.50	29,310円
第4段階		120万円超え		0.70	41,034円
第5段階	本人が市民税非課税で世帯の誰かが市民税課税	80万円以下	本人の前年の合計所得金額		
第6段階		80万円超え		0.87	50,999円
第7段階		125万円未満		1.00 (基準)	58,620円
第8段階		125万円以上 190万円未満		1.20	70,344円
第9段階		190万円以上 290万円未満		1.30	76,206円
第10段階		290万円以上 400万円未満		1.50	87,930円
第11段階	本人が市民税課税	400万円以上 600万円未満	本人の前年の合計所得金額		
第12段階		600万円以上		1.60	93,792円
第13段階	本人が市民税課税	600万円以上	本人の前年の合計所得金額		
第14段階		600万円以上		1.75	102,585円
第15段階	本人が市民税課税	600万円以上	本人の前年の合計所得金額		
第16段階		600万円以上		1.85	108,447円

※介護保険料の算定に使用する合計所得金額は、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得等に係る特別控除を適用後の金額となります。

サイトをスマホで確認



○新型コロナウイルス感染症に関する情報（厚生労働省）
○熱中症に関する詳しい情報（環境省）

熱中症とは、体温並みの気候の中、汗をかき体の水分が少なくなることで、体に熱がこもった状態をいいます。特に「気温が高い・湿度が高い・風が弱い・日差しが強い」は注意が必要です。新型コロナウイルスにより、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避けるなどの生活様式が求められています。熱中症予防のポイントとして以下のことに注意して、夏をクールに乗り切りましょう！

コロナにも、暑さにも負けず 夏をクールに乗り切ろう！

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2140



熱中症の主な症状

顔が赤い、意識障害がある、まっすぐ歩けないなど

頭がががする、吐き気がする、体がだるい

めまい、立ちくらみ、筋肉のこむら返り、手や口のしびれ、脈が速い、汗が拭いても拭いても出てくる



熱中症予防行動のポイント

適宜マスクをはずしましょう

- ・気温や湿度の高い中でのマスク着用は要注意。
- ・マスクを着用しているときは、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休息を。

こまめに水分補給しましょう

- ・のどが渇く前に水分補給。
- ・1日あたり1.2リットルを目安に。
- ・大量に汗をかいたときは塩分も忘れずに。

日頃から健康管理をしましょう

- ・日頃から体温測定、健康チェック。
- ・体調が悪いと感じたときは、無理せず自宅で静養。

暑さに備えた体作りをしましょう

- ・暑くなり始めの時期から適度に運動をしましょう。
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度の運動にする。

暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用するなど、部屋の温度を調整。
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気しつつエアコンの温度設定をこまめに調整。
- ・暑い日や時間帯は無理をしない。
- ・涼しい服装にする。
- ・急に暑くなった日などは特に注意する。

高齢者、子ども、障害者の方は、熱中症になりやすいため十分に注意しましょう。周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

よく噛める 8020 達成者表彰

6月4日、アゼリアおたけで『よく噛める8020達成者表彰式』が行われ、80歳になっても自分の歯を20本以上維持している28の方が表彰を受けました。



上維持している28の方が表彰を受けました。

第39回 子どもの歯を守るつどい 開催

問い合わせ
大竹地区歯科衛生連絡協議会(保健医療課内)
☎59-2153

6月4日、アゼリアおたけで『子どもの歯を守るつどい(予約制)』を開催しました。

歯のなんでも相談33人、矯正相談6人の参加があり普段の健康などについて、相談していました。



人権擁護委員が 任命されました。

問い合わせ
自治振興課 ☎59-2145

7月1日から人権擁護委員として、新たに池上宏さん、土坂マチ子さんが任命されました。
現在、人権擁護委員は在任中の古原陽子さん、弘兼秀子さん、前安井美千子さん、正木静夫さん、山本竹生さんと合わせて7人です。
人権擁護委員は、市町村長が推薦し、法務大臣の委嘱を受けて、国民一人一人の人権を守るために活動しています。

新たに任命された人権擁護委員



土坂マチ子さん



池上 宏さん